

一鉢亥ころ何もすみぬりに可仕候、紋ゑがき候はべたんごふんろく亥やうにて、少し彩しき可申候事、但穢物類ニ而包申間敷事

一鎌、長刀、はく置申間敷候、其外塗彩しき、甲同様之事、但人形可爲無用事  
右獻上之菖蒲兜たりといふ共、此定より宜仕間敷候、是より龜相成は、只今迄用ひ來り候通たるべく候、以上

## 四月

右之通先達而町奉行へ渡候間、此通可被相心得候、當年之儀は、町方より願之品有之、拵置候分は商賣仕候筈に候、謔候どても、一切定之外不成候、尤來年今は、相觸候通急度可相守候、

〔一話一言四十〕神田旅籠町名主中村氏書留抄書 丑六〇享保四年十三日、ならや、一菖蒲甲人形類之義、先達て御法度之趣被仰付候へども、當年は商賣御免之事、

〔辨鏡内野の雪〕五月五日所々より御かぶとの花、ぐす玉など、いろくにおほくまいれり、

〔辨内侍日記下〕五月〇建長五年につ有脱文此間恐有脱文略下  
文あやめのかつらかけばけしきほどに、○

〔建内記〕文安元年五月六日乙卯傳聞去朔日於大炊御門鳥丸邊女房輿過候、童部等、あれは誰が御輿、大炊殿御輿とはやしけるを、其の男童部の頭をはるまねして過候けるを、あとにさがりて共シタリケル男が、以外沈醉けるが、それと見て、伴童部を様なく三刀さして過けり、○中件童部は八歳になりける、父已死、孤露也、菖蒲冑ノ刀ニテモ持タラバ、敵はとるべかりし物と云ケルト云云、

〔臥雲日件錄〕文明二年正月五日、予謂都鄙之間、无真无俗乘輿過則四五歲小兒、必唱阿禮和誰御輿大リヤウ殿御輿、